令和６年度　事 業 計 画

Ⅰ　基 本 方 針

2020年から蔓延した新型コロナウイルス感染症も４年が経過し、昨年５月には５類感染症に移行しました。その後は緩やかに経済活動も回復し、活気を取り戻しつつあるものの、その反面人手不足が深刻化し、地域社会の大きな課題となっています。

当市においてもコロナ禍明けの反動に加えて少子高齢化の進展や人口減少、さらに若者の県外流出などの要因により、12月の当市の有効求人倍率は1.55倍と県全体の1.28倍全国の1.32倍よりも高い数値を示しており、依然として人手不足感が顕著となっています。そのため、当センターでは人手不足に苦慮する事業所等の下支えに貢献するため、仕事の発注依頼を働きかけるとともに、会員拡大を最重点課題として取り組んできたところですが、令和２年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数が下げ止まらない状況にあることから、当面、一日も早くコロナ前の水準の会員数に回復させることを目処に、取り組むこととします。

会員拡大を進めるに当たっては、既に実施している夫婦会員の会費の免除や退会抑制の呼びかけ、またはハローワーク主催『シニア向け就職支援セミナー』参加を通じた企業退職（予定）者層への働きかけ､加えて新たに１月から３月入会会員の会費免除など、より積極的な会員確保策を講じます。

また、昨年10月から始まったインボイスへの取組み、本年秋から施行されるフリーランス新法への対応、そしてそれに伴う契約方法の見直しなどセンターを取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

このように多くの課題を抱えながらも会員の多様なニーズに応えるため、新たな就業の掘り起こしを行うとともに「第７次中期計画」に則り、目標達成に向けた取組みを推進することで、人手不足の軽減や地域経済の活性化に寄与するため、次の事項を重点として事業を展開します。

【重点事項】

①　会員拡大と就業機会の拡大
②　事故の根絶と適正就業の確立
③　普及啓発活動の効果的推進
④　会員相互の連携強化と地域との信頼関係の確立

Ⅱ　事 業 目 標

1　第７次中期計画

本中期計画に基づき、更なる事業の拡大に向けた取組みをするため、令和６年度の事業目標の達成に努めます。

【項目別目標値】

項　　目	令和６年度目標値
会員数（人）	1,334
契約金額（円）	624,000,000
就業延日人員（人日）	102,400
就業率（％）	90.0

各目標値は、受託事業(請負・委任)と労働者派遣事業の合算による値とします。

Ⅲ　事業実施計画

1　就業機会提供事業

多様化する会員の働き方に対応するため、センターの事業の根幹をなす受託事業のほか労働者派遣事業または有料職業紹介事業のいわゆる『事業の３本の柱』を基礎に、それぞれの事業の仕組みに応じた活用を図り、就業機会の提供拡大に積極的に取り組みます。

⑴　受託事業（請負・委任）の拡大

センターの根幹をなす事業として、潜在的なニーズの掘り起こしをはじめ、新たな就業分野の開拓に努めるため、ＰＲ活動や企業訪問等、仕事の拡大に向けた計画的な受注活動を推進します。

⑵　労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の推進

派遣元事業主の青森県シルバー人材センター連合会との連携・協力を密にし、事業に携わる職員のスキルアップや就業の開拓、または情報の収集等に共に取り組むことで派遣就業の拡大につなげるとともに、多様な働き方を推進します。

⑶　有料職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者に対して有料の職業紹介事業を行います。

2　就業機会確保事業

センターの会員が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、地域の就業ニーズの的確な把握に努めるとともに受注可能な仕事の開拓を行います。

また、効率的かつ効果的な普及啓発活動や安全・適正就業の推進に取り組むなど、事業の適正な運営を図ります。

⑴　安全・適正就業対策推進事業の強化

会員の安全就業は『安全・適正なシルバー事業』を展開するうえで基幹をなすものであり、重篤事故、傷害あるいは損害賠償事故の根絶を目指し、組織を挙げて取

り組みます。
センターでは、安全・適正就業委員会策定の年次計画に基づき、委員と職員合同による安全パトロールや次の安全講習を実施するほか、新型コロナ感染症及び熱中症予防、または健康管理に関する情報を事務局だよりを通じて提供し、日常的に健康維持管理､体力づくりなどを図るよう安全意識の徹底とその高揚に取り組みます。

① 塵芥収集車安全教育講習
② 刈払機安全操作講習
③ 除雪機安全操作講習
④ チェーンソー安全操作講習

また、交通事故防止のため、センター所有車輌及びリース車輌に対しドライブレコーダーの設置をするとともに、道交法施行規則改正に伴ない事務局と職群班４班に対するアルコール検知器による酒気帯び等の有無の確認を継続実施します。
不測の事態に対応するため、引き続きシルバー保険（傷害・賠償責任）及び情報漏えい保険への加入を推進することで安心・安全体制の強化に努めるとともに、シルバー派遣事業への移行やローテーション就業を積極的に推進することにより就業の適正化を図ります。

⑵ 普及啓発事業の展開
シルバー事業の意義を地域社会に広く周知するとともに、就業開拓及び高齢者の加入を促進するため､次の事項を重点に効率的･効果的な普及啓発活動を展開する。

① チラシ・リーフレット等の配布
② ポスターの掲示や会報及びパンフレットの配置
③ バス車内アナウンスによる広報活動の推進
④ ホームページの活用やメディアを通じた広報活動の推進
⑤ 他団体開催イベントへの参加による広報活動の推進
⑥ 『はちのへシルバー人材センター生き活きまつり』の開催
⑦ ボランティア活動の実施
⑧ 入会説明会開催によるシルバー事業の啓発
⑨ ハローワーク主催による「シニア向け就職支援セミナー」への参加

⑶ 就業開拓提供事業の展開
会員の希望する仕事や就業の機会を確保するため、民間事業所、官公庁等への訪問や宣伝・広告媒体の積極活用により、会員にふさわしい就業分野を開拓するとともに、会員の能力や経験を把握し希望に沿った仕事の提供に努めます。
また、ホームページからの仕事の申込みや代金の支払いをコンビニからでも行うことができるシステムの導入など、受注事務の迅速化・簡略化を一層推進することで発注者に対する利便の向上を図ります。

⑷ 講習・研修事業の実施
就業先の拡大を図るためには、発注者に対する良質なサービスの提供と良好な評

価が不可欠となります。そのため、センターでは市民サービスの充実に取り組むとともに就業に必要な知識・技能・技術の習得ならびに向上を図るため、八戸市及び青森県シルバー人材センター連合会等と連携し、次の講習及び研修を実施します。

① 庭木剪定講習
② 草刈講習
③ 家事援助講習
④ 接遇講習
⑤ うみねこヘルパー養成研修(旧八戸市訪問型サービスＡ訪問支援員養成研修)
⑥ 介護施設補助スタッフ講習（青森県シルバー人材センター連合会主催)
⑦ スマートフォン教室
⑧ 庭木管理研修 (庭木班)
⑨ 毛筆研修 (毛筆筆耕班)

３　情報の提供等

安全就業や健康管理または就業に関する情報、並びに講習や行事のお知らせなどの各種情報については、「事務局だより」を通じてタイムリーに提供します。またホームページを活用した情報の発信や会報・リーフレットを作成し、公共施設等に配置をするなど、市民に対するシルバー事業の啓発と情報提供を推進します。

４　福利厚生の充実

会員相互の連帯意識の高揚または福祉の増進に資するため、熱中症見舞金制度への継続加入や新入会員に対するＳＣマーク入り作業帽の配付、また永年在籍会員の表彰では、10年及び20年在籍会員を表彰対象とするほか、「事務局だより」を通じて会員の健康の維持、増進を推進します。

５　諸会議の開催

センターの事業運営に関して必要な会議を、次のとおり開催します。

⑴　定款に定める会議

会　　議　　名	開催回数
定時総会	１回
理 事 会	４回

⑵　その他の会議

必要に応じ随時開催します。